

札幌市エイズ対策推進協議会基本方針

平成18年7月12日
札幌市エイズ対策推進協議会

第1 趣旨

我が国におけるエイズ患者及び HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者(以下「感染等」という。)の発生動向は、地域的にも年齢的にも依然として広がりを見せており、特に日本人若年層における性的接触による感染者が多くを占め、札幌市においても同様の傾向にある。

また、エイズは平成15年11月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する五類感染症全数把握の一つに位置づけられており、厚生労働省告示に定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえて、エイズ対策を進めていくことが求められている。

エイズの最大の感染経路は性的接触であるが、性感染症と関連した正しい知識をもって、市民一人ひとりが実際の行動に結び付けていくことにより、感染を予防することが可能な疾患である。また、近年の治療方法、治療薬の開発によって早期発見の重要性が増している。

したがって、医療関係者、非営利組織、非政府組織及びその他機関と行政が連携しながらエイズのまん延防止を図り、地域・職場・学校などあらゆる生活の場面において、差別偏見のない、HIV感染者と共に暮らす地域社会の創造の一翼を担うため、ここに札幌市エイズ対策推進協議会基本方針を策定するものである。

第2 主唱及び実施機関

- 1 この基本方針は、札幌市エイズ対策推進協議会が主唱する。
- 2 この方針に沿った対策は、協議会を構成する関係機関及び団体が相互に連携協力して実施する。

第3 重点施策

- 1 市民、特に個別施策層に対する正しい知識普及啓発活動の強化
地域、職場、学校、家庭等あらゆる場所で普及啓発活動を展開し、予防行動への行動変容を促すとともに、感染者の人権を尊重し、差別偏見の解消を図る。
- 2 相談及び検査体制の整備充実
エイズ相談に対処するための相談体制及びエイズ検査体制の整備充実を図るとともに、行動変容を促す機会として積極的に対応する。
- 3 医療体制の確保
患者等が安心して適切な治療が受けられるよう、歯科を含む医療体制を確保する。

第4 実施事項

- 1 行政機関の実施事項
(1)札幌市

- ア エイズまん延防止対策の総合企画調整
- イ 相談体制及び検査体制の整備充実
- ウ 各種広報媒体を活用した一般市民に対する啓発
- エ 各種啓発資料の作成及び配布
- オ 衛生教育講師等の派遣
- カ 医療体制の確保

(2)その他の行政機関

- ア 関係機関及び団体に対する啓発
- イ 各種会議、会合、イベント、機関誌等を活用した啓発
- ウ 関係職員に対する衛生教育

2 教育機関の実施事項

- (1)教職員に対する研修の実施
- (2)児童及び生徒に対する教育並びに保護者に対する啓発

3 企業、団体等の実施事項

- (1)職員に対する衛生教育の実施
- (2)各種会議、会合、イベント、機関誌等を活用した啓発
- (3)顧客等に対する啓発

第5 推進体制

札幌市におけるエイズ予防対策推進体制を強化するため、協議会は、国、道、関係団体等との連携を密にし、予防対策を総合的かつ効果的に推進する。